

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)



平成28年1月号 vol.15

いよいよ平成28年がスタート！今年もよろしくお願いたします。
私の事務所も開業して1年半。走る税理士として突っ走ってきましたが、何よりもこの税理士という職業を通して関わっている方たちと楽しく幸せな人生を歩んでいけたらという思いでここまでやってきました。仕事においてもそうであるならば、趣味の走ることももっと楽しい輪を拡げていこうと、新年からランニングクラブを立ち上げることも計画しています。
その活動内容もこの一年報告していきたいと思ひます。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



新年早々、罰金のお話しもいかがかとは思ひましたが、平成28年度の税制改正で税金にかかるペナルティーが強化されます。国税通則法という国の税金の納付や徴収などに関する法律が改正される予定です。

”悪質な納税者には、本来納める税金に対して最高で50%のペナルティーが課されます”

申告はしていたものの税務調査を受けた後に追加して税金を納めることとなる場合、申告をしていなかったら突然、税務署から連絡があり、調査の結果、税金を納めることとなる場合、こういったケースでは本来納める税金に対して加算税というペナルティが課されることになっています。これがさらに厳しくなる見込みです。”適正な納税を心がけましよう！”

○税務調査が入ったら追徴課税を受けることになることを覚悟で税金を少なく申告をしていたような場合、これまで”調査に入りま”という税務署からの連絡があつてから実際の調査までの間に自ら是正して申告をすればペナルティーはありませんでした。改正後は、5%又は10%のペナルティーが課されます。
○そもそも当初から申告すらすらせずに税務調査を受けてから初めて申告する場合、15%又は20%、悪質な場合は40%のペナルティーが課されてきました。それでも税務調査が来ないことにかけて無申告を繰り返す納税者が多いことから、こういったケースについては、25%又は30%、悪質な場合は50%のペナルティーが課されます。

「今月の本の紹介」

「5つの選択」
(コリー・コーゴン 著・キングベアー出版)

日々とてつもないストレスを抱え、ともすると消耗しきつてしまふような毎日。この本は、このような激動の時代を生きる私たちに、時間管理のマトリックスというものを使った”重要軸で行動し緊急軸に流されない生き方”を教えてください。
さらに様々なテクノロジーであふれる環境の中での”集中力の管理”、燃え尽きることのない”エネルギーの管理”の方法のヒントを与えてくれます。
「7つの習慣」の補完書というべき本で、1年の最初に自らの生活を見直すためにも良い一冊でした。

「旬のレシピ」

<カキと春菊のバター炒め>

- ・カキ(加熱用)10~12粒→塩水で洗い、キッチンペーパーで拭く
- ・春菊 1束
- ・小麦粉、バター、醤油、粗びき黒コショウ

- ①カキに小麦粉をまんべんなくまぶす。
- ②フライパンにバターを溶かし、カキを焼く。
- ③身がぶっくりしたら一旦、取り出す。
- ④同じフライパンに春菊を枝から炒め(バターかオリーブオイルを少し足す)、カキと菜を入れる。醤油を回しかけ、最後に黒コショウを入れる。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296 E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp
FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所